

2 福保障施第 2 6 9 2 号
令和 3 年 1 月 8 日

各障害児通所支援事業所 管理者 様
各障害児入所施設 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部
障害児・療育担当課長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所及び障害児
入所施設の対応について

平素より、東京都の障害児・者施策の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意し、各事業所等の運営に努めていただいていることに、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づく「緊急事態宣言」が、東京都他 3 県に対して発せられました。

これを受けて、都内の障害児通所支援事業所及び障害児入所施設におかれましては、以下のとおり御対応方、よろしく願いいたします。

記

- 1 利用者やその家族の生活を継続する観点から、手洗いの励行、手指の消毒、検温の実施等、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要なサービスの提供をお願いします。
- 2 利用者や職員が罹患した場合は、感染拡大防止の観点から保健所等とも連携の上、濃厚接触者の範囲の確認を行うとともに、障害児通所支援事業所においては、開所の可否についても相談の上、対応をお願いします。

- 3 管理者や職員、利用者等がPCR検査等で陽性となった場合には、速やかに児童福祉施設担当に報告をお願いします。
- 4 その他、障害児通所支援事業所については、令和2年7月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための障害児通所支援事業所の対応について（通知）」を確認の上、対応をお願いします。

東京都 福祉保健局 障害者施策推進部
施設サービス支援課 児童福祉施設担当
電話 03-5320-4374